

景観法に基づく公共事業に係る通知取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、国の機関又は地方公共団体（以下「国の機関等」という。）が景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づくみなかみ町景観計画の区域内において、法第16条第1項の届出を要する行為（以下「公共事業」という。）をしようとする場合における法第16条第5項及び第6項の規定に基づく行為の通知等について、必要な事項を定めることにより、良好な景観の形成に資することを目的とする。

(対象事業)

第2条 法第16条第5項の規定により町長への通知が必要な事業（以下「対象事業」という。）は、別表第1に定める行為に係る事業とする。ただし、別表第2に定める行為については、この限りでない。

(行為の通知)

第3条 国の機関等は、対象事業を実施しようとするときは、みなかみ町景観条例施行規則第5条第1項に規定する景観計画区域における行為通知書に別表第3に定める図書を添付し、町長に通知するものとする。

2 前項の規定は、通知した内容を変更するときも同様とする。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

3 国の機関等が自ら景観検討を行い、景観計画との適合が認められる場合には、当該検討内容が分かる図書を添付することにより、添付の必要な図書の一部を省略することができる。

(審査結果の通知)

第4条 町長は、前条の規定による通知があった場合において、法第16条第6項の規定に基づく協議が必要であると認めるときは、当該国の機関等に対し協議書（様式第1号）により協議を求めるものとする。

(景観配慮についての措置の協議)

第5条 前条の規定により協議を求められた国の機関等は、景観への配慮について町長と協議するものとする。

2 協議を行った国の機関等は、協議の結果行うこととなった措置について、協議事項措置報告書（様式第2号）に当該措置内容が分かる図書を添付し、町長に報告するものとする。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、行為の通知等に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和元年10月11日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

通知の対象事業

行為		山岳森林ゾーン	田園居住ゾーン	市街地ゾーン	谷川温泉景観形成重点地区
建築物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更でいずれかに該当するもの	建築面積10㎡超	高さ12m超又は建築面積500㎡超	高さ12m超又は建築面積1000㎡超	建築面積10㎡超
工作物	新築、改築、増築、移転又は撤去若しくは外観の模様替又は色彩の変更でいずれかに該当するもの	①さく・堀・擁壁の類	高さ2m超	高さ2m超かつ長さ50m超	高さ2m超
		②電波塔・物見塔・装飾塔の類	高さ8m超	高さ15m超	高さ8m超
		③高架水槽・冷却塔の類	高さ6m超		高さ6m超
		④煙突・排気塔の類	高さ15m超		高さ15m超
		⑤鉄筋コンクリート造柱、金属製柱の類		高さ15m超または築造面積1,000㎡超	※規模要件なし
		⑥電線路又は空中線系(その支持物を含む)	※規模要件なし		
		⑦観覧車等の遊戯施設の類		高さ4m超	高さ4m超
		⑧アスファルト等の製造施設	※規模要件なし		
⑨自動車車庫の用に供する立体的施設	高さ4m超	高さ4m超			
⑩石油等の貯蔵・処理施設			高さ4m超	高さ4m超	
⑪汚水処理施設等の類	高さ4m超	高さ4m超			
⑫太陽光発電施設の類			※規模要件なし	パネル面積300㎡以上	※規模要件なし
⑬周像・記念碑の類	高さ4m超	高さ4m超	高さ4m超		
土地の区画形質の変更	面積1,000㎡超又は高さが1.5mを超える法面等を生ずるもの		面積1,000㎡超又は法面の高さが5mかつ長さ10m超	面積1,000㎡超又は法面の高さ1.5mかつ長さ10m超	
地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採又は土石等の採取					
屋外における物品の集積又は貯蔵	高さ1.5m超	高さ3m超	高さ5m又は面積1,000㎡超	高さ4m超	
木竹の伐採	土地利用の転用に伴う伐採面積300㎡超	土地利用の転用に伴う伐採面積500㎡超		土地利用の転用に伴う伐採面積300㎡超	

別表第2（第2条関係）

通知を要しない行為

(1) 景観法第16条第7項第1号から第10号に掲げるもの

(2) 次に掲げる景観法第16条第7項第11号で定めるもの

行為		山岳森林ゾーン	田園居住ゾーン	市街地ゾーン	谷川温泉景観形成重点地区
建築物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更でいずれかに該当するもの	①建築面積10㎡以下のもの	①高さ12m以下かつ建築面積500㎡以下のもの	①高さ12m以下かつ建築面積1000㎡以下のもの	①建築面積10㎡以下のもの
	※共通事項	①改築又は増築に係る部分の床面積が10㎡以下のもの ②工事に必要な仮設の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 ③外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、行為に係る部分の面積が10㎡以下 ④外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、行為に係る部分の面積が望見可能な面積の2分の1以下のもの ⑤改築で、外観の変更を伴わないもの			
工作物	①さく・塀・擁壁の類	①高さ2m以下のもの	①高さ2m又は長さ50m以下のもの		①高さ2m以下のもの
	②電波塔・物見塔・装飾塔の類 ③高架水槽・冷却塔の類	①高さ8m以下のもの（建築物と一体となって設置される場合は、建築物の高さの合計高さとする。）			①高さ8m以下のもの（建築物と一体となって設置される場合は、建築物の高さの合計高さとする。）
	④煙突・排気塔の類	①高さ6m以下のもの（建築物と一体となって設置される場合は、建築物の高さの合計高さとする。）	①高さ15m以下のもの（建築物と一体となって設置される場合は、建築物の高さの合計高さとする。）		①高さ6m以下のもの（建築物と一体となって設置される場合は、建築物の高さの合計高さとする。）
	⑤鉄筋コンクリート造柱、金属製柱の類 ⑥電線路又は空中線系（その支持物を含む）	①高さ15m以下のもの（建築物と一体となって設置される場合は、建築物の高さの合計高さとする。）			①高さ15m以下のもの（建築物と一体となって設置される場合は、建築物の高さの合計高さとする。）
	⑦観覧車等の遊戯施設の類 ⑧アスファルト等の製造施設 ⑨自動車車庫の用に供する立体的施設 ⑩石油等の貯蔵・処理施設 ⑪汚水処理施設等の類	※全ての行為で届出が必要	①高さ15m以下かつ築造面積1,000㎡以下のもの		※全ての行為で届出が必要
	⑫太陽光発電施設の類	※全ての行為で届出が必要	①パネル面積300㎡以下のもの		※全ての行為で届出が必要
	⑬彫像・記念碑の類	①高さ4m以下のもの	①高さ15m以下のもの		①高さ4m以下のもの
	※共通事項	①建築物と一体となって設置される、上記行為の①～⑥・⑬の新築で、当該行為に係る高さ1.5m以下のもの（ただし、上記行為の⑦～⑩にあつては、新築に係る部分の築造面積が10㎡を超えるものは届出が必要） ②改築又は増築で、高さが改築又は増築前の高さ以下のもの（ただし、上記行為の⑦～⑩にあつては、改築又は増築に伴い増加する部分の築造面積が10㎡を超えるものは届出が必要） ③工事に必要な仮設の工作物の新築、改築、増築、移転若しくは撤去又は外観の模様替若しくは色彩の変更 ④外観の変更を伴わない改築			
	土地の区画形質の変更	①面積1,000㎡以下かつ法面等の高さが1.5m以下のもの		①面積1,000㎡以下かつ法面等の高さが1.5m以下のもの ②面積1,000㎡以下かつ法面等の長さが10m以下のもの	①面積1,000㎡以下かつ法面等の高さが1.5m以下のもの
	※共通事項	①農林漁業を含むために行う土地の区画形質の変更（ただし、宅地の造成、土地の開墾、水面の埋立て又は開拓は届出が必要）			
屋外における物品の集積又は貯蔵	①見通すことのできない場所での集積又は貯蔵 ②集積又は貯蔵の期間が90日を超えないもの				

※自然公園法第20条第3項及び第21条第3項の規定に基づき許可を受けた行為

※自然公園法第20条第7項及び第21条第7項の規定に基づき届け出た行為

※国立公園特別地域内において自然公園法第20条第9項各号のいずれかに該当する行為

※国立公園特別保護地区内において自然公園法第21条第8項各号のいずれかに該当する行為

※自然公園法第33条第1項の規定に基づき届け出た行為

※自然公園法第68条第1項の規定に基づき協議を行った行為

※自然公園法第68条第3項の規定に基づき通知した行為

別表 3 (第 3 条関係)

行為の種類	添付図書	縮尺	明示事項等
建築物の建築等又は工作物の建設等	位置図	2,500分の1以上	・敷地の位置及び周辺の状況
	写真		・敷地の位置及び周辺の状況を示す写真(カラー) ・位置図に撮影箇所及び方向を明示
	配置図	100分の1以上	・敷地内における当該建築物又は工作物の位置
	立面図	100分の1以上	・彩色の施された立面図(4面) ・彩色のマンセル値 ・地盤面からの高さ
土地の区画形質の変更(都市計画法第4条第12項に規定する開発行為を含む)地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採又は土石の採取	位置図	2,500分の1以上	・土地の区域並びに区域内及び周辺の状況
	写真		・土地の区域及び周辺の状況を示す写真(カラー)
	土地利用計画図	100分の1以上	・予定建築物の敷地の形状 ・緑化計画
	造成計画断面図	100分の1以上	・切土又は盛土をする前後の地盤面
屋外における物品の集積又は貯蔵	位置図	2,500分の1以上	・土地の区域並びに区域内及び周辺の状況
	写真		・土地の区域及び周辺の状況を示す写真(カラー)
	配置図	300分の1以上	・敷地に接する道路の位置、集積または貯蔵する位置、面積及び高さ、遮へい物の位置、種類、構造等が分かるもの
木竹の伐採	位置図	2,500分の1以上	・土地の区域並びに区域内及び周辺の状況
	写真		・土地の区域及び周辺の状況を示す写真(カラー)
	伐採計画図	200分の1以上	・伐採の範囲・方法等

様式第 1 号（第 4 条関係）

協 議 書

第 号
年 月 日

通知者（国の機関又は地方公共団体） 様

みなかみ町長

景観法第 16 条第 5 項の規定に基づき 年 月 日付け 第 号で通知のあり
ました行為について審査した結果、景観法第 16 条第 6 項の規定に基づき、次のとおり協議
します。

通 知 日 ・通知番号	年 月 日 第 号
行 為 の 場 所	
行 為 の 種 類	
審 査 結 果	
協 議 内 容	
備 考	

様式第2号（第5条関係）

協議事項措置報告書

第 号
年 月 日

みなかみ町長

通知者

景観法第16条第6項の規定に基づき 年 月 日付け 第 号で協議のあり
ましたことについて、協議に基づき行う措置は次のとおりとしたので報告します。

協議年月日 ・協議番号	年 月 日 第 号
行為の場所	
行為の種類	
協議事項	
措置内容	
通知内容に係る 照会先	住 所 氏 名（名称及び担当者） 電話番号
備 考	